

案

議案第60号 資料2

愛西市国民健康保険税条例の一部改正の概要

第1 改正の概要

- 1 市県民税で分離課税される特例適用利子等又は特例適用配当等（新たな分離課税区分の創設による。）の額を、所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含める。
- 2 項の追加によるための項ずれ

第2 改正の理由

所得税法の一部改正（平成28年3月31日公布、平成29年1月1日施行）により、所得の額の算定基準等において、当該法律を引用する国保税条例の改正が必要になったため

第3 改正の内容

他の所得と区分して計算される所得の金額に、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律第8条第2項に規定する「特例適用利子等の額」及び同法第8条第4項に規定する「特例適用配当等の額」を加えることによる項ずれ

第4 施行期日

平成29年1月1日